

第19回 定時株主総会 招集ご通知



HMT

Human Metabolome Technologies, Inc.

日時

2022年9月22日（木曜日）
午後1時30分（受付開始午後1時）

場所

山形県鶴岡市覚岸寺字水上246番地2
鶴岡市先端研究産業支援センター
（鶴岡メタボロームキャンパス）
レクチャーホール
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご
参照ください。）

**決議
事項**

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 資本準備金の額の減少及び
剰余金の処分の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である
取締役を除く。）2名選任
の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3
名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取
締役1名選任の件

ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ株式会社
証券コード：6090

証券コード 6090
2022年9月7日

株 主 各 位

山形県鶴岡市覚岸寺字水上246番地2
ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ株式会社
代表取締役社長 橋 爪 克 仁

第19回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第19回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本年も、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けて、株主の皆様の安全を最優先に、本株主総会につきましては株主総会当日のご来場は見合わせていただき、可能な限り書面による事前の議決権行使をお願い申し上げます。

お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否のご表示をいただき、2022年9月21日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|--------|--|
| 1. 日 時 | 2022年9月22日（木曜日）午後1時30分（受付開始午後1時） |
| 2. 場 所 | 山形県鶴岡市覚岸寺字水上246番地2
鶴岡市先端研究産業支援センター（鶴岡メタボロームキャンパス）
レクチャーホール |

本年も、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

3. 目的事項 報告事項

- 1 第19期（2021年7月1日から2022年6月30日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2 第19期（2021年7月1日から2022年6月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|----------------------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第5号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主1名に委任する場合には限られます。
- (2) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。
- (3) 本定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://humanmetabolome.com/jpn/ir-info/library/genmeeting>）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知添付書類には記載いたしておりません。
したがって、本定時株主総会招集ご通知添付書類は、監査等委員会及び会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://humanmetabolome.com/jpn/ir-info/library/genmeeting>）に掲載させていただきます。

◎新型コロナウイルス感染防止への対応について

新型コロナウイルス感染防止のため、株主の皆様の安全を第一に考え、下記のとおりご案内いたします。株主様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

- ・会場入口付近で、アルコール消毒液を配備いたします。（ご来場の株主様は、マスク持参・着用をお願い申し上げます）
- ・会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。
- ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
- ・本株主総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。また、会社説明会及び研究所見学も実施いたしませんので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ・ご来場の株主様へのお土産の配布はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(2021年7月1日から
2022年6月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済並びに日本経済は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化し、国内では2021年7月から9月には第5波による第4回目の緊急事態宣言が都市部で発出され、また2022年1月から3月には第6波によるまん延防止等重点措置が発出される等、経済活動に大きな影響を与えました。加えて2022年2月下旬からのロシアのウクライナ侵攻による地政学上のリスク、2022年3月以降の中国上海等でのロックダウンに加え、エネルギー・原料価格の高騰とその沈静化対策としての米国などにおける金融引き締め政策、それらの影響による円安ドル高等による国内消費の減退懸念などにより、期待されていた景気拡大に不透明感が高まっている状況です。

当社グループが属するライフサイエンス業界においては、新型コロナウイルス感染症対策としての治療薬・ワクチン等の開発に加え、免疫力向上等の感染症予防を促進するための機能性表示食品開発といった健康管理へのニーズの高まりを受けた研究開発が引き続き増加していると思われまます。

このような状況の中、当社グループではWebを活用した営業活動を精力的に行うことで先端研究開発支援事業の受注拡大を図りました。付加価値の高い高感度網羅解析サービスの拡販を行うことで、受注が大幅に増加し、それに伴い売上も増加いたしました。また引き続き一般管理費の削減にも取り組みました。特に2021年12月に欧州子会社の閉鎖が完了したことが、一般管理費削減に大きく貢献しました。

ヘルスケア・ソリューション事業においては引き続き大うつ病性障害（以下「うつ病」といいます。）バイオマーカーの事業化に向けた研究開発を継続するとともに、新規事業開発等にも継続して取り組みました。2021年12月にはバイオマーカー探索の新サービスとしてメタボロインデックスを上市し、2022年5月には皮膚ガス測定サービスを開始いたしました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は、1,223,281千円となりました。一般管理費削減等に努めた結果、当連結会計年度の営業利益は191,150千円となりました。また急激な円安による米国子会社への融資等に係る為替差益46,092千円の計上等により、経常利益は253,078千円、親会社株主に帰属する当期純利益は267,785千円と大幅な増収増益となりました。

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

	2021年6月期	2022年6月期
売上高	1,124,067千円	1,223,281千円
営業利益	39,368千円	191,150千円
経常利益	59,503千円	253,078千円
親会社株主に帰属する当期純利益	58,214千円	267,785千円

セグメント別の状況は次のとおりであります。

<先端研究開発支援事業>

	2021年6月期	2022年6月期
売上高	1,119,593千円	1,220,425千円
(内国内売上高)	926,362千円	1,028,794千円
(内海外売上高)	193,230千円	191,630千円
セグメント利益	141,349千円	331,992千円

全社的にアカデミア分野では、医歯薬系の基礎研究においてメタボロミクスがより幅広く活用された結果、大きく売上増加に貢献しました。また製薬分野と化学その他の分野も大きく伸ばいたしました。製薬分野は、会計年度における大型プロジェクトの需要の変動の影響もありますが、高感度網羅解析サービスの需要が拡大いたしました。化学その他の分野では、化粧品の研究開発などへの需要が拡大いたしました。さらにSDGsへの取り組みを進めるための基礎研究開発でもメタボロミクスが活用されるようになり、新規の取引企業も増加いたしました。

また海外事業につきましては、米国では、アカデミア、製薬企業からの受注が堅調に推移したことに加え、培養肉研究開発へのメタボロミクスの活用が一層拡大した結果、食品分野での売上も増加しました。一方でアジア・パシフィック地域では新型コロナウイルス感染症による影響を受けて、十分な営業活動ができない中、大きく受注が減少し、売上も減少いたしました。この結果、売上高は1,220,425千円（前年同期比9.0%増）となりました。セグメント利益も、売上増加に加えて、欧州子会社の閉鎖などによる一般管理費の大幅削減などにより大幅に増加し、331,992千円（前年同期比134.9%増）となりました。

<ヘルスケア・ソリューション事業>

	2021年6月期	2022年6月期
売上高	4,474千円	2,856千円
(内国内売上高)	4,474千円	2,856千円
(内海外売上高)	-千円	-千円
セグメント損失 (△)	△101,980千円	△140,842千円

当事業セグメントにおいては、PEA（うつ病バイオマーカー）をはじめとするメンタルヘルス関連の共同研究・共同開発を継続いたしました。加えて、新規事業として、ヘルスケア・ソリューション開発支援サービスの研究開発に取り組み、2021年12月にはバイオマーカー探索サービスとしてメタボロインデックスを上市し、2022年5月には業務提携による皮膚ガス測定サービスを開始いたしました。

研究用検査受託等を継続した結果、売上高は2,856千円（前年同期比36.2%減）、セグメント損失は、研究開発投資を増加した結果、140,842千円（前年同期は101,980千円のセグメント損失）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は、182,287千円であり、その主なものは次のとおりであります。

先端研究開発支援事業	解析用装置等	173,615千円
ヘルスケア・ソリューション事業	検査用測定設備等	256千円
合計		173,871千円

(3) 資金調達の状況

当社は取引銀行2行との間で、貸越極度合計400,000千円の当座貸越契約を締結しております。

当連結会計年度末において、当座貸越契約に基づく借入200,000千円を実行しております。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社グループは、「未来の子供たちのために、最先端のメタボローム解析技術とバイオ技術を活用した研究開発により、人々の健康で豊かな暮らしに貢献する」ことを企業理念とし、その達成のために、ヘルスケア分野の研究開発に携わる人々のベストパートナーとして、画期的なヘルスケア製品・サービスの創造に貢献する [ヘルスケア・ソリューション・プロバイダー] を目指して活動をしてまいります。

その基本経営戦略は、基盤となる先端研究開発支援事業の持続的収益拡大とヘルスケア・ソリューション事業の早期確立です。

先端研究開発支援事業では、新サービスメニューの拡充や生産性の向上を通じて、さらなるオペレーショナル・エクセレンスを高めてまいります。このような活動を推進することで当面は当該セグメントが当社グループ全体の利益成長を牽引することを計画しています。

ヘルスケア・ソリューション事業では、開発中のバイオマーカーの社会実装に向けて取り組むとともに、ヘルスケア分野における新規事業の創出を目標としてまいります。当該セグメントは当面セグメント損失が続きますが、費用対効果の高い開発投資を継続することで2026年6月期には1億円程度の売上を計上し、全社共通配賦経費を除けばセグメント利益を計上できることを目指します。

上述の中長期的な会社の経営戦略に基づいて、当社グループが対処すべき課題は以下のとおりです。

① 先端研究開発支援事業の持続的成長と収益力の向上

新解析サービス拡充に向けてさらなる技術開発を進め、最先端の研究開発を支援してまいります。そのために、当社が競争優位性を持つ高感度網羅解析技術を進化させ、付加価値の高いサービスを提供してまいります。特に、ニーズが増大しているヒト臨床試験等での利用拡大に注力し、拡販に努めてまいります。さらに、測定時間短縮メソッドの運用や生産工程の一部ロボット化等による生産性向上を図ってまいります。

また、業務提携等を通じて、他のオミクス解析メニュー等の拡充・強化を図り、お客様の先端研究を支援するサービス・プロバイダーを目指してまいります。2020年6月期において業務提携を行ったリピドーム解析は、サービスメニューの拡充と拡販に注力した結果、特に製薬企業からのニーズを捉え、好調に推移しております。今後ともお客様のニーズを満たす高付加価値サービスの開発・導入などにより、持続的な成長を目指してまいります。

② ヘルスケア・ソリューション事業の推進

メンタルヘルスや軽度認知障害に関連するバイオマーカー等につきましては、引き続きアカデミアとの研究開発を推進していくとともに、早期社会実装に向けて取り組んでまいります。

ヘルスケア分野における研究開発を支援することを目的として、2021年12月にバイオマーカー探索サービス「メタボロインデックス」を上市し、2022年5月には業務提携により非侵襲的に生体情報の測定を可能とする皮膚ガス測定サービスの提供を開始いたしました。このような新たなサービス開発・導入・連携等を通じて、新規事業を早期に立ち上げ、ヘルスケア分野におけるソリューションプロバイダーを目指してまいります。

また、バイオマーカーとしての利用や再生医療など治療への応用が期待されているエクソソームにつきましては、アカデミア等との共同研究を継続し、エクソソーム精製をはじめとする関連技術開発に取り組んでまいります。

以上のように、新規ソリューション開発及び新規事業開発に継続して取り組み、ヘルスケア・ソリューション・プロバイダーとして研究開発に携わる人々のベストパートナーとなることを目指してまいります。

③ リスク管理体制の強化

基本経営戦略では、新規サービス、新規ソリューションの開発・導入が持続的成長のカギとなるため、多くのチャレンジをバランスよく行うことが求められており、全

社としてのリスク管理体制を整備していくことが重要となっています。また事業環境の変化に伴うリスクも増加しており、これらに対する不断の対策検討も必要となっています。

当社ではリスク管理委員会による全社横断的なリスク評価と対策検討を行うことに加えて、月次開発会議での開発に係る討議を行うことで、機動的なリスク管理を実施しております。またサイバーセキュリティリスクに関しても、一定の対策を講じ、継続的に対応強化を推進しております。

④ 社員の成長

当社の付加価値を創造しているのは社員です。当社がヘルスケア・ソリューション・プロバイダーへ成長するためには、社員が新たな価値を創造し、社会実装につなげるという一連のサイクルを高速に回すことが重要となります。そのためには、社員のさらなる成長が不可欠であり、新たな取り組みにも積極的にチャレンジし、成長できる環境（体制・ツール）の整備などに取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、当社グループの活動に引き続きご理解をいただき、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(9) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	2018年度 第16期	2019年度 第17期	2020年度 第18期	2021年度 第19期 (当連結会計年度)
売 上 高 (千円)	989,391	1,118,495	1,124,067	1,223,281
営業利益又は 営業損失 (△) (千円)	△526,175	△17,039	39,368	191,150
経常利益又は 経常損失 (△) (千円)	△515,312	△16,502	59,503	253,078
親会社株主に帰属する当期純 利益又は親会社株主に帰属す る当期純損失 (△) (千円)	△596,026	△47,794	58,214	267,785
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	△101.92	△8.15	9.87	45.39
総 資 産 (千円)	1,367,441	1,538,146	1,623,170	2,068,728
純 資 産 (千円)	1,214,444	1,215,265	1,260,129	1,486,577
1株当たり純資産額 (円)	193.11	189.48	198.88	238.61

- (注) 1. 「1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△)」は、普通株式の期中平均株式数により算出しております。
2. 第16期につきましては、決算期の変更により、2018年4月1日から2019年6月30日までの15ヶ月となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	2018年度 第16期	2019年度 第17期	2020年度 第18期	2021年度 第19期 (当事業年度)
売 上 高 (千円)	899,743	1,025,581	1,028,459	1,148,357
営業利益又は営業損失 (△) (千円)	△271,069	162,317	114,169	177,882
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△556,988	△82,296	137,839	202,545
当期純利益又は 当期純損失 (△) (千円)	△637,399	△101,964	190,316	210,092
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	△108.99	△17.39	32.28	35.61
総 資 産 (千円)	1,261,709	1,375,942	1,583,144	2,023,338
純 資 産 (千円)	1,126,660	1,074,545	1,256,435	1,458,583
1株当たり純資産額 (円)	178.11	165.62	198.25	233.86

- (注) 1. 「1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△)」は、普通株式の期中平均株式数により算出してしております。
2. 第16期につきましては、決算期の変更により、2018年4月1日から2019年6月30日までの15ヶ月となっております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主な事業内容
Human Metabolome Technologies America, Inc.	1,750千US\$	100.0%	欧米におけるメタボローム解析サービスの販売

(11) 主要な事業内容（2022年6月30日現在）

当社グループは、先端研究開発支援事業、ヘルスケア・ソリューション事業の2事業を行っております。各事業の内容は次のとおりであります。

事業区分	主要製品
先端研究開発支援事業	主に製薬や食品等の民間企業、大学や公的研究機関からメタボローム解析試験等を受託し、解析結果を報告書として納品するとともに、解析結果の解釈等について助言を行います。
ヘルスケア・ソリューション事業	自社のメタボローム解析技術を応用することによって発見されたバイオマーカー等を用いて、疾病の新たな検査方法の開発等に取り組み、実用化・事業化を推進する他、ヘルスケア企業研究者にソリューションを提供いたします。

(12) 主要な営業所及び工場（2022年6月30日現在）

① 当社

本社：山形県鶴岡市

東京事務所：東京都中央区

② 子会社

Human Metabolome Technologies America, Inc.：アメリカ合衆国
マサチューセッツ州ボストン市

(13) 従業員の状況 (2022年6月30日現在)

① 企業集団の従業員の状況

当連結会計年度末従業員数	前連結会計年度末比増減
65名	4名減

- (注) 1. 上記従業員数には、臨時従業員（パートタイマー、アルバイト、顧問及び派遣社員）6名は含んでおりません。
2. 従業員減少の主な理由は、自己都合退職によるものであります。

② 当社の従業員の状況

当事業年度末従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
62名	4名減	39.8歳	7.4年

- (注) 1. 上記従業員数には、臨時従業員（パートタイマー、アルバイト、顧問及び派遣社員）5名は含んでおりません。
2. 従業員減少の主な理由は、自己都合退職によるものであります。

(14) 主要な借入先 (2022年6月30日現在)

借入先	借入残高
株式会社山形銀行	100,000千円
株式会社荘内銀行	100,000千円

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2022年6月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 12,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 5,900,300株（自己株式112株を含む）
 (3) 株主数 5,121名
 （前期末比293名減少）
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
富 田 勝	390,000 株	6.61 %
工 ム ス リ 一 株 式 会 社	217,100	3.68
曾 我 朋 義	208,000	3.53
株 式 会 社 平 田 牧 場	200,000	3.39
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	186,100	3.15
西 岡 孝 明	150,000	2.54
株 式 会 社 山 形 銀 行	150,000	2.54
株 式 会 社 荘 内 銀 行	150,000	2.54
楽 天 証 券 株 式 会 社	104,700	1.77
株 式 会 社 S B I 証 券	69,196	1.17

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
 該当事項はありません。

- (6) その他株式に関する重要な事項
 該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

(2022年6月30日現在)

		第11回 ストック・オプション	第12回 ストック・オプション
株主総会の決議		2017年6月24日	2017年6月24日
発行決議の日		2017年9月20日	2018年4月18日
目的たる株式の種類		普通株式	普通株式
発行価額		無償	無償
行使価額		1,682円	2,043円
新株予約権の個数		525個	170個
目的となる株式の数		52,500株	17,000株
主な行使条件		(注) 1	(注) 1
取得事由		(注) 2	(注) 2
権利行使期間		2019年10月6日～ 2024年10月5日	2020年5月8日～ 2025年5月7日
役員 の 保有 状況	取締役（監査等委員を除く）	新株予約権の数 一個 目的である株式の数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 50個 目的である株式の数 5,000株 保有者数 1名
	取締役（監査等委員）	新株予約権の数 45個 目的である株式の数 4,500株 保有者数 3名	新株予約権の数 一個 目的である株式の数 一株 保有者数 一名

(注) 1. 新株予約権の主な行使の条件

新株予約権者が、権利行使時において当社又は当社関係会社の役員又は従業員いずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他当社が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

2. 新株予約権の取得事由

以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日をもって無償で取得することができる。

- ① 消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② 分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- ③ 完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

- ④ 発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について承認を要すること若しくは当該種類の株式について株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(2) 当事業年度中に当社従業員に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況

(2022年6月30日現在)

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
橋爪克仁	代表取締役社長	
大畑恭宏	取締役	コーポレート統括本部長
長江敏男	取締役(監査等委員)	Pharma Business Consultant 代表、ペプチドリーム株式会社取締役(監査等委員)、株式会社オビナス社外取締役
松田純一	取締役(監査等委員)	松田総合法律事務所所長、株式会社山形銀行社外取締役(監査等委員)
水谷翠	取締役(監査等委員)	銀座スフィア税理士法人代表社員、株式会社コンフィデンス社外取締役、株式会社ゼネテック社外取締役(監査等委員)

- (注) 1. 取締役のうち、長江敏男氏、松田純一氏及び水谷翠氏は、社外取締役であります。なお、当社は、3氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 取締役(監査等委員)松田純一氏は、弁護士資格の保有者であり、法務全般に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役(監査等委員)水谷翠氏は、公認会計士資格の保有者であり、財務、会計並びに税務に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、法令に定める員数を欠くこととなる場合に備え、補欠の社外取締役(監査等委員)として鈴木布佐人氏を選任しております。
5. 監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
6. 当社は社外取締役全員との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。
7. 当社は、取締役、子会社役員及び執行役員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は全額当社が負担しております。被保険者がその職務の遂行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及を受けることによって生ずることのある損害を当該保険により補填することとしており、故意又は重過失に起因する損害賠償請求は、当該保険により補填されません。

(2) 取締役の報酬等の額

① 役員報酬等の決定の内容に関する方針等

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額は、事業年度における各役員の役割、責任及び貢献度合い並びに会社の財政状態などを勘案の上、株主総会の決議による総額の限度内で、合理的な報酬額を機動的かつ個別に決定することを基本方針としております。

役員の報酬等の額及び算定方法に関する方針につきましては、取締役会が、社外取締役が過半数を占める任意の報酬委員会に諮問し、同委員会の答申を得たうえで、取締役会において支給額を決定することとしております。また、監査等委員である取締役の報酬については、株主総会で決議された監査等委員の報酬限度額の範囲内で監査等委員の協議により決定しております。

取締役の個人別報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

当社の役員報酬は、第18回定時株主総会の決議により、定期報酬である基本報酬と業績報酬に加えて株式報酬で構成されます。監査等委員である取締役及び社外取締役への報酬額につきましては、その独立性及び中立性を確保するために業績報酬及び株式報酬を適用しないことといたします。

基本報酬は、社会情勢、他社水準、会社業績等を考慮して役位別に定めてあります。業績報酬は前事業年度の業績成果に基づき算定され、その金額を12等分したものを毎月の定期報酬として支給するものです。財務指標連動報酬と非財務指標連動報酬で構成されています。財務指標連動報酬は、「前事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益」を指標として、業績別基準報酬額に役位係数及び個人貢献度係数を乗じて算出します。「親会社株主に帰属する当期純利益」を指標として選定した理由は、業績評価期間における最終利益の拡大のインセンティブを高めるためです。非財務指標連動報酬は、「前事業年度における年次開発目標に対する達成度」を指標として、開発進捗係数別基準報酬額に役位係数及び個人貢献度係数を乗じて算出します。「年次開発目標に対する達成度」を指標とした理由は、中長期の成長のためには開発計画を確実に遂行していくことが求められるためです。なお「年次開発目標に対する達成度」につきましては、社外取締役が過半数を占める報酬委員会にて評価・審議を行い決定することとしています。また個人貢献度係数も、報酬委員会にて各取締役の個人貢献度を審議し、決定いたします。

株式報酬につきましては、当社取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）（以下、「対象取締役」という）の報酬と会社業績及び当社の株式価値との連動性をより明

確にし、当社の中長期的な業績の向上による企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に導入いたしました。株式報酬は、業績評価期間（毎会計年度：7/1～6/30）の「業績評価期間における本制度に基づく役員報酬費用による影響を除外した親会社株主に帰属する当期純利益」（以下、「本連結純利益」といいます。）を指標として基準報酬額を決定し、役位係数を掛け合わせた価額を交付時株価で割り返すことにより交付株式数を算定します。1株未満は切り捨てとします。交付時株価は業績評価期間終了後に行われる当社の普通株式の発行又は処分に係る当社の取締役会決議の日の前日における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において取締役会において決定します。対象取締役に対する株式報酬額は交付株式数に交付時株価を乗じた金額となります。

② 報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額は、2017年6月24日開催の当社第14回定時株主総会において年額300百万円以内、監査等委員である取締役につきましては年額30百万円以内として決議いただいております。

第14回定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名であります。内、監査等委員である取締役の員数は3名であります。

また2021年9月25日開催の当社第18回定時株主総会において取締役（監査等委員である取締役を除く）を対象とした業績条件付事後交付型譲渡制限付株式報酬制度（以下「本株式報酬」）を導入ならびに本株式報酬の報酬限度額は年額100百万円以内として決議いただいております。また業績評価期間終了後に発行又は処分する当社の普通株式の総数は年40,000株以内として決議いただいております。

第18回株主総会終結時点の取締役の員数は5名であります。内、監査等委員である取締役の員数は3名であります。

③ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員であるものを除く） （うち社外取締役）	46,377 （-）	30,600 （-）	9,657 （-）	6,120 （-）	2 （-）
監査等委員である取締役 （うち社外取締役）	9,000 (9,000)	9,000 (9,000)	- （-）	- （-）	3 (3)

(注) 非金銭報酬等は、業績条件付事後交付型譲渡制限付株式報酬の当事業年度における報酬見込額の費用計上額であります。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外取締役（監査等委員） 長江 敏男

Pharma Business Consultant 代表及びペプチドリーム株式会社取締役（監査等委員）を兼職しております。なお、当社とPharma Business Consultant、ペプチドリーム株式会社及び株式会社オビナスの間には特別の関係はありません。

社外取締役（監査等委員） 松田 純一

松田綜合法律事務所所長及び株式会社山形銀行社外取締役（監査等委員）を兼職しております。なお、当社は松田綜合法律事務所と顧問契約を締結しておりますが、年間の支払額に重要性はありません。また、株式会社山形銀行は当社の大株主であり、同行との間に預金取引及び当座貸越契約があります。

社外取締役（監査等委員） 水谷 翠

銀座スフィア税理士法人代表社員、株式会社コンフィデンス社外取締役及び株式会社ゼネテック社外取締役（監査等委員）を兼職しております。なお、当社と銀座スフィア税理士法人、株式会社コンフィデンス及び株式会社ゼネテックの間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役（監査等委員）	長 江 敏 男	<p>当事業年度開催の取締役会14回の全てに出席し、経営に関する豊富な知見から、適宜当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。</p> <p>また、当事業年度開催の監査等委員会10回の全てに出席し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。</p> <p>加えて、報酬委員会（任意の諮問委員会）の長として、取締役の報酬体系全般の議論並びに個別報酬の審議にあたり、公正中立な委員会運営を行いました。</p>
取締役（監査等委員）	松 田 純 一	<p>当事業年度開催の取締役会13回に出席し、弁護士としての豊富な知見から、適宜当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。</p> <p>また、当事業年度開催の監査等委員会10回の全てに出席し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。</p> <p>加えて、指名委員会（任意の諮問委員会）の長として、取締役の選任に関する審議にあたり、公正中立な委員会運営を行いました。</p>
取締役（監査等委員）	水 谷 翠	<p>当事業年度開催の取締役会14回の全てに出席し、財務、会計に関する豊富な知見から、適宜当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。</p> <p>また、監査等委員会の長として当事業年度開催の監査等委員会10回の全てに出席し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。</p>

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新創監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人の間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告します。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」について、2021年8月27日開催の取締役会において以下のとおり決議しました。

1. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人は、「HMTの共有の価値観」に基づき、顧客、株主、地域社会及び家族の信頼に応えられるよう、法令、定款及び社内規程を遵守するとともに、誠実で倫理的な責任ある行動をとり続ける。
- ② 上記法令等を遵守し、誠実で倫理的な責任ある行動をとり続けるため、取締役会は原則毎月1回及び必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行の状況の監視を強化する。
- ③ 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法等の法令や会計基準等に準拠し、財務報告に係る内部統制の構築、評価及び報告に関して適切な運用が行える体制を整備する。さらに、継続的な評価を通じて、必要に応じて是正、修正を行う。
- ④ 代表取締役社長の下に内部監査担当を置き、各部門の職務の執行状況を監査し、法令遵守体制の整備・推進に努める。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録、稟議書等、職務の執行に係る情報が記載された文書及びその関連資料を、文書管理規程その他社内の規定に従い適切に保存し、管理をする。
- ② 取締役は、随時これらの文書を閲覧することができる。

3. 損失の危険の管理に関する規程とその他の体制

- ① 取締役会は、法令遵守、サイバーセキュリティ及び情報管理、自然災害等に関連して起こりうる様々なリスクに対応するため、リスク管理委員会にて全社的に検討を行うとともに、社内の体制及び規程を整備し、定期的にレビューを行う。
- ② リスクに関する情報は、各部門責任者を通じて取締役会及び監査等委員会へ報告するものとし、各部門においては個別に想定されるリスクに対して必要な措置をとる。

- ③ 内部監査担当は、内部監査活動を通じて各部門の法令や諸規程の遵守状況や固有のリスクを監査し、その結果を代表取締役社長へ報告を行う。
- ④ 自然災害、犯罪等不測の事態が生じた場合には、代表取締役社長の下に緊急対策本部又はコンプライアンス委員会を設置し、社内で情報を共有するとともに、必要な対策を立案する。立案された対策に基づき、コーポレート統括本部を中心に迅速な対応を行い、損失の拡大を防ぐ。
- ⑤ 子会社の事業運営やリスク管理体制等については、各担当取締役が総合的に助言、指導を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、原則月1回取締役会を開催する他、必要に応じて臨時に取締役会を開催し、重要事項について迅速な意思決定を行う。
- ② 代表取締役社長の下に、経営会議を設置し各部門の情報を共有するとともに、中期経営計画及び年次計画に基づき、迅速な意思決定を行うことにより職務の効率的な執行を行う。

5. 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、子会社を含む企業集団での意思決定を迅速に行い、企業価値の向上をはかるとともに、業務の適正を確保するため、必要な取り組みを実施する。
- ② 当社及び子会社の取締役は、内部統制の構築に責任を有していることを認識し、当社の「共有の価値観」、法令、定款、並びに規程の周知をはかり、内部統制の実効性を確保する。
- ③ 当社は、法令、定款、諸規程等に違反する行為が行われ、又は行われようとしている場合の報告体制として、内部通報規程を制定し、全ての役職員に周知徹底をはかっている。当社は、当該通報を行った行為を理由とした不利益な処遇は一切行わない。
- ④ 子会社と業務に関する契約、覚書を締結し、必要に応じて支援、指導を行うとともに、子会社は業務執行状況、財務状況、事業環境等を定期的に当社に報告する。

- ⑤ 子会社及び関連会社を対象とする関係会社規程に基づき、当社のコーポレート統括本部は、子会社の内部統制構築に関する業務を管掌し、内部管理体制の整備を推進する。
- ⑥ 子会社からの内部通報は、監査等委員会又は外部弁護士等に直接通報できる。
6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査等委員会は、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、代表取締役社長は監査等委員会と協議の上、コーポレート統括本部員又は内部監査担当部員の中から、監査等委員会の職務の補助をすべき使用人を指名することができる。
- ② 前項の使用人に対する指揮命令権限は、監査業務を補助する範囲内において、監査等委員会が持つものとし、取締役、部門長等の指揮命令は受けないものとする。
- ③ 前項の使用人に対する人事考課は、監査業務を補助する範囲内においては、監査等委員会がこれを行う。
7. 当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 監査等委員会は、重要な意思決定プロセス及び取締役の業務の執行状況を把握するために、経営会議及びその他重要な会議に出席する他、必要に応じて稟議書等の文書を閲覧し、取締役及び使用人に対し説明を求めることができる。
- ② 取締役及び使用人は、監査等委員会に対し法定の事項を報告するとともに、前項の会議において審議した事項、業績に関する事項、内部監査の実施状況等を報告する体制を整備し、監査等委員会の情報収集、意見交換を容易に行えるように努める。
- ③ 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実が発生し、又は発生する恐れがあるときには、直ちに監査等委員会に報告をする。使用人の監査等委員会への報告を理由とした不利益な処遇は一切行わない。

8. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役及び使用人は、監査等委員会監査に対する理解を深め、監査等委員会監査の環境整備に努めるとともに、監査業務に対し積極的に協力をする。
 - ② 監査等委員会は、法律又は会計上の判断を必要とする場合は、随時弁護士、会計監査人等から専門的な助言又は意見を求めることができ、その費用は会社が負担する。
9. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制
- ① 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とする。
 - ② 取引先と反社会的勢力との関係が判明した場合には、直ちに取引を解除する。
 - ③ コーポレート統括本部を反社会的勢力に関する担当部門と位置づけ、万が一反社会的勢力からのアプローチがあった場合には、所轄の警察署、暴力団追放センター、弁護士等外部専門家と緊密に連携しながら組織的に対応する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役の職務執行

当社は、取締役会規程に基づき、原則として月1回又は必要に応じて随時、取締役会を開催しており、当事業年度においては取締役会を14回開催しました。定時取締役会では、月次決算及び業務に関する報告がなされており、取締役が相互に職務執行状況の監視・監督を行うとともに、業務執行の協議を活発に行うことにより、取締役会の活性化及び業務の効率化を図っております。

② 監査等委員会による監視

当社は、監査等委員会規程に基づき、原則として月1回又は必要に応じて随時、監査等委員会を開催しており、当事業年度においては監査等委員会を10回開催しました。監査等委員会では、監査計画の策定及びその実施状況について定期的に情報を共有するとともに、内部監査担当者及び会計監査人と随時意見交換や情報共有を行う等連携を図っております。また、取締役会の他、戦略会議等の社内重要会議に出席するとともに、取締役（監査等委員である取締役を除く）から業務執行の状況について直接聴取を行い、業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点を日常業務レベルで監視する体制を整備しており、経営監視機能の強化及び向上を図っております。

③ コンプライアンス体制の運用

当社は、コンプライアンスに抵触する事態の発生を予防するため、コンプライアンスの教育・研修を継続的に実施し、コンプライアンス意識の定着と浸透を図っております。また、内部通報制度を導入し、コンプライアンス違反や不正行為の早期発見、早期解決に努めております。

④ 内部監査の実施

代表取締役社長の命を受けた内部監査担当者による定期的な内部監査を実施しております。内部監査の結果については、代表取締役社長に直接報告され、後日、改善状況の確認を行っております。また、内部監査担当者は、監査等委員及び会計監査人と随時意見交換や情報共有を行う等連携を図っております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めており、配当に関しては年1回の期末配当並びに業績に応じて中間配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当等の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

第19期事業年度末においては未だ繰越利益剰余金がマイナスであり、内部留保の充実を優先する必要があります。しかしながら、株主の皆様への利益還元も重要な経営課題として認識しており、今後の経営成績及び財政状態を勘案し、配当の実施を検討してまいります。

<ご参考>

第1号議案が原案通り承認可決された場合、配当等の決定機関は期末配当及び中間配当ともに取締役会となります。なお会社法第460条第1項に基づく定款の定めは設けず、剰余金の配当等についての株主総会決議を排除するものではありません。

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2022年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,741,967	流動負債	546,279
現金及び預金	1,504,744	買掛金	123
売掛金	158,117	短期借入金	200,000
商品	18,859	リース債務	9,864
仕掛品	15,834	未払金	128,676
原材料及び貯蔵品	8,705	未払法人税等	32,808
その他	35,705	賞与引当金	77,074
固定資産	326,761	その他	97,732
有形固定資産	243,096	固定負債	35,871
建物及び構築物	55,760	資産除去債務	12,540
工具、器具及び備品	492,375	リース債務	23,331
車両運搬具	317	負債合計	582,151
リース資産	223,544	(純資産の部)	
減価償却累計額	△528,900	株主資本	1,428,837
無形固定資産	6,105	資本金	1,481,600
投資その他の資産	77,559	資本剰余金	1,470,317
投資有価証券	7,000	利益剰余金	△1,522,937
繰延税金資産	64,827	自己株式	△143
その他	5,731	その他の包括利益累計額	△21,014
資産合計	2,068,728	為替換算調整勘定	△21,014
		新株予約権	78,754
		純資産合計	1,486,577
		負債・純資産合計	2,068,728

記載事項は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年7月1日から
2022年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		1,223,281
売上原価		383,276
売上総利益		840,004
販売費及び一般管理費		648,854
営業利益		191,150
営業外収益		
受取利息及び配当金	11	
補助金収入	16,931	
為替差益	46,092	
その他	1,460	64,495
営業外費用		
支払利息	2,214	
その他	352	2,566
経常利益		253,078
特別利益		
新株予約権戻入益	9,081	9,081
特別損失		
減損損失	248	248
税金等調整前当期純利益		261,911
法人税、住民税及び事業税	30,752	
法人税等調整額	△36,627	△5,874
当期純利益		267,785
親会社株主に帰属する当期純利益		267,785

記載事項は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結株主資本等変動計算書

(2021年7月1日から
2022年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株 主 資 本 合 計
2021年7月1日残高	1,481,600	1,470,317	△1,790,722	△143	1,161,051
当期変動額					
新株の発行	-	-			-
連結範囲の変動			0		0
親会社株主に帰属する当期純利益			267,785		267,785
自己株式の取得				-	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	267,785	-	267,785
2022年6月30日残高	1,481,600	1,470,317	△1,522,937	△143	1,428,837

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換 算定 勘定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
2021年7月1日残高	12,379	12,379	86,698	1,260,129
当期変動額				
新株の発行				-
連結範囲の変動				0
親会社株主に帰属する当期純利益				267,785
自己株式の取得				-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△33,393	△33,393	△7,944	△41,337
当期変動額合計	△33,393	△33,393	△7,944	226,448
2022年6月30日残高	△21,014	△21,014	78,754	1,486,577

記載事項は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,697,212	流動負債	528,883
現金及び預金	1,464,633	買掛金	123
売掛金	156,438	短期借入金	200,000
商品	18,859	リース債務	9,864
仕掛品	15,834	未払金	126,138
原材料及び貯蔵品	8,705	未払費用	25,350
前払費用	29,220	未払法人税等	32,683
その他	3,520	前受金	49,846
固定資産	326,125	預り金	1,638
有形固定資産	243,096	賞与引当金	77,074
建物	55,760	その他の	6,163
工具、器具及び備品	491,104	固定負債	35,871
車両運搬具	317	資産除去債務	12,540
リース資産	223,544	リース債務	23,331
減価償却累計額	△527,629	負債合計	564,755
無形固定資産	6,105	(純資産の部)	
ソフトウェア	6,105	株主資本	1,379,829
投資その他の資産	76,923	資本金	1,481,600
投資有価証券	7,000	資本剰余金	1,470,317
関係会社長期貸付金	205,020	資本準備金	1,470,317
繰延税金資産	64,827	利益剰余金	△1,571,945
その他	5,096	その他利益剰余金	△1,571,945
貸倒引当金	△205,020	繰越利益剰余金	△1,571,945
資産合計	2,023,338	自己株式	△143
		新株予約権	78,754
		純資産合計	1,458,583
		負債・純資産合計	2,023,338

記載事項は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年7月1日から
2022年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		1,148,357
売 上 原 価		383,276
売 上 総 利 益		765,081
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		587,198
営 業 利 益		177,882
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	3,836	
補 助 金 収 入	16,931	
為 替 差 益	44,151	
そ の 他	1,460	66,380
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,214	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	39,150	
そ の 他	352	41,716
経 常 利 益		202,545
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	9,081	9,081
特 別 損 失		
減 損 損 失	248	248
税 引 前 当 期 純 利 益		211,377
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	30,698	
法 人 税 等 調 整 額	△29,413	1,285
当 期 純 利 益		210,092

記載事項は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年7月1日から
2022年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
2021年7月1日残高	1,481,600	1,470,317	1,470,317	△1,782,037	△1,782,037	△143	1,169,737
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	-	-	-				-
当 期 純 利 益				210,092	210,092		210,092
自己株式の取得						-	-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	210,092	210,092	-	210,092
2022年6月30日残高	1,481,600	1,470,317	1,470,317	△1,571,945	△1,571,945	△143	1,379,829

	新株予約権	純資産合計
2021年7月1日残高	86,698	1,256,435
当 期 変 動 額		
新 株 の 発 行		-
当 期 純 利 益		210,092
自己株式の取得		-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△7,944	△7,944
当 期 変 動 額 合 計	△7,944	202,148
2022年6月30日残高	78,754	1,458,583

記載事項は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結計算書類に係る会計監査報告書

独立監査人の監査報告書

2022年8月9日

ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ株式会社
取締役会 御中

新 創 監 査 法 人	
東 京 都 中 央 区	
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 柳 澤 義 一
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 上 条 香 代 子

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ株式会社の2021年7月1日から2022年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告書

独立監査人の監査報告書

2022年8月9日

ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ株式会社

取締役会 御中

新 創 監 査 法 人
東 京 都 中 央 区

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員
公認会計士 柳 澤 義 一

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員
公認会計士 上 条 香 代 子

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ株式会社の2021年7月1日から2022年6月30日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年7月1日から2022年6月30日までの第19期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新創監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人新創監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年8月10日

ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ株式会社 監査等委員会

監査等委員	水 谷	翠
監査等委員	長 江	敏 男
監査等委員	松 田	純 一

(注) 監査等委員水谷翠氏及び長江敏男氏並びに松田純一氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 株主総会資料の電子提供制度導入に対応する定めの変更

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規則が2022年9月1日に施行されましたため、株主総会資料の電子提供制度導入に対応するため、次の通り当社定款を変更するものです。

- ① 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです。
- ② 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。

(2) 剰余金の配当等を取締役会の決議事項とする定めの変更

機動的な資本政策及び配当政策を実行するため、会社法第459条第1項の定めに基づき、剰余金の配当等を取締役会で行えるよう、現行定款第26条（剰余金の配当）を変更案第26条「剰余金の配当等の決定機関」と新設第27条「剰余金の配当の基準日」に分割して変更を行うものです。なお会社法第460条第1項に基づく定款の定めは設けず、本変更は剰余金の配当等についての株主総会決議を排除するものではありません。

また現行定款第27条（配当金の除斥期間）の条番号繰り下げを行います。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
<p><u>(参考書類等のインターネット開示)</u></p> <p>第16条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p style="text-align: center;"><削除></p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p><u>(剰余金の配当)</u></p> <p>第26条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載された株主若しくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</p> <p>2 前項のほか、取締役会の決議により、毎年12月31日の株主名簿に記載された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p>	<p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p> <p>第26条 当社は取締役会の決議により、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項を定めることができる。</p> <p style="text-align: center;"><削除></p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="409 158 500 182"><新設></p> <p data-bbox="182 420 390 444">(配当金の除斥期間)</p> <p data-bbox="167 461 742 556">第27条 期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</p>	<p data-bbox="783 158 1044 182">(剰余金の配当の基準日)</p> <p data-bbox="768 199 1347 294">第27条 当会社の期末配当の基準日は毎年6月30日、中間配当の基準日は毎年12月31日とする。</p> <p data-bbox="828 311 1347 406">2 当会社は前項のほか、取締役会決議によって、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。</p> <p data-bbox="783 423 1014 447">(配当金の除斥期間等)</p> <p data-bbox="768 464 1347 559">第28条 期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</p>

第2号議案 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の件

当社は第19期事業年度末において、繰越利益剰余金の欠損が生じております。今後の資本政策並びに財務戦略上の機動性及び柔軟性を確保するために、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振替えるとともに、会社法第452条の規定に基づき、振替後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振替える手続きを実施したいと存じます。

1. 資本準備金の額の減少に関する事項

- (1) 減少する資本準備金の額
資本準備金 1,470,317,300円のうち1,470,317,300円
- (2) 増加する剰余金の項目及びその額
その他資本剰余金 1,470,317,300円

2. 剰余金の処分にに関する事項

- (1) 減少する剰余金の項目及びその額
その他資本剰余金 1,470,317,300円
- (2) 増加する剰余金の項目及びその額
繰越利益剰余金 1,470,317,300円
本件は会社法第449条第1項ただし書の要件に該当するため、債権者異議申述の手続きは発生いたしません。

3. 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分が効力を生じる日

2022年9月30日を予定しております。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役(監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。)2名が任期満了となりますので、取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会から、全ての取締役候補者について適任である旨の意見を得ています。取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	橋爪 克仁 (1968年7月6日生)	1994年4月 宝酒造株式会社入社 2002年4月 タカラバイオ株式会社転籍 2006年4月 同社ドラゴンジェノミクスセンター 副センター長 2007年10月 同社営業部 部長 2011年4月 同社事業開発部 部長 2013年4月 同社営業部 部長 2015年4月 同社受託開発部 部長 2015年7月 同社受託開発部長 2017年1月 株式会社エムティーアイ 執行役員 ヘルスケア事業本部 ライフサイエンス部長 2018年3月 当社入社 社長付 2018年7月 当社執行役員 バイオマーカー事業カンパニー バイスプレジデント 兼 新事業開発室長 2018年11月 当社取締役 執行役員 バイオマーカー事業カンパニー プレジデント HMTバイオメディカル株式会社取締役副社長 HMTバイオメディカル株式会社代表取締役社長 2018年12月 株式会社メディオーム 非常勤取締役(現任) 2019年9月 当社代表取締役社長(現任)	3,000株
<p>【取締役候補者とした理由】 同氏は2019年9月より代表取締役社長を務めております。バイオテクノロジー業界に精通し、同業界における豊富な経験と高度な見識を有しており、当社社長として優れたリーダーシップを発揮して、組織連携を強化し、今期は大幅な増収増益を達成しました。また開発推進や組織再編などに関する的確な意思決定を行い、中長期的な経営方針を打ち出すなど代表取締役社長として適切な役割を果たしました。今後もその経験や見識を活かし、当社グループの更なる持続的な成長と中長期的な企業価値向上に貢献することができると考えております。 これらを考慮し、指名委員会の答申を踏まえて、取締役会が同氏を引き続き取締役候補者に決めました。</p>			

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	<p>おお はた やす ひろ 大 畑 恭 宏 (1965年4月11日生)</p>	<p>1988年4月 プロクター・アンド・ギャンブル・ファー・イースト・インク入社 1999年7月 株式会社クラシック・キャピタル・コーポレーション取締役 2001年4月 株式会社アール・ツー・イノベーション取締役 2004年1月 株式会社BTカンパニー代表取締役社長 2008年4月 高島株式会社入社 経営企画担当ディレクター 2009年6月 同社取締役 経営企画統括部長 2011年6月 同社常務取締役 経営管理本部長 2018年4月 同社取締役兼常務執行役員 産業ソリューション事業本部長 2020年7月 当社入社 執行役員コーポレート統括本部長 2020年9月 当社取締役 コーポレート統括本部長(現任)</p>	1,200株
<p>【取締役候補者とした理由】 同氏は2020年9月より取締役最高財務責任者（CFO）を務めております。経理財務、法務、人事、コーポレート・ガバナンス等の経営管理全般の幅広い経験と見識を有しており、CFOとして優れたリーダーシップを発揮して、内部統制体制強化、コスト削減・リソース再配分ならび組織再編などを推進しました。今後もその経験や見識を活かし、当社グループの更なる持続的な成長と中長期的な企業価値向上に貢献すると考えております。 これらを考慮し、指名委員会の答申を踏まえて、取締役会が同氏を引き続き取締役候補者に決めました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 上記各取締役候補者の所有する当社の株式の数は、2022年6月30日現在のものであります。
3. 当社は、取締役を被保険者として役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は全額当社が負担しております。被保険者がその職務の遂行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及を受けることによって生ずることのある損害を当該保険により補填することとしており、故意又は重過失に起因する損害賠償請求は、当該保険により補填されません。各候補者は、取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役3名が任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	なが え とし お 長 江 敏 男 (1943年12月2日生) 社外取締役候補者	1967年4月 塩野義製薬株式会社入社 1970年10月 アイ・シー・アイファーマ株式会社（現アストラゼネカ株式会社）入社 1981年6月 シェリング・プラウ株式会社入社 1997年5月 ローヌ・プーランローラー株式会社（現サノフィ株式会社）入社 2000年1月 アベンティスファーマ株式会社（現サノフィ株式会社）執行役員 2003年5月 株式会社シミックエムピーエスエス（現シミック・アッシュフィールド株式会社）代表取締役社長 2003年6月 株式会社PCN（現 株式会社ヘルスクリック）代表取締役社長兼任 2005年10月 ヨーク・ファーマ株式会社 代表取締役社長 2010年1月 Pharma Business Consultant 設立 代表(現任) 2014年4月 岐阜薬科大学客員教授(現任) 2015年9月 ペプチドリーム株式会社 取締役（監査等委員）(現任) 2017年6月 当社取締役（監査等委員）(現任) 2022年4月 株式会社オビナス社外取締役(現任)	3,000株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 同氏は、医薬品業界において、経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しており、その経験や見識を活かし、当社の業務執行に関する意思決定の適法性・妥当性の確保及び経営の監視・監督の見地から適切な提言をいただいております。かかる実績を踏まえ、引き続き当社の監査等委員である取締役として、同氏の経験等を経営の監督等に活用いただくことが期待できるものと考えております。なお、同氏は現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本定時株主総会終結の時をもって5年3ヶ月となります。これらを考慮し、指名委員会の答申を踏まえて、取締役会が同氏を引き続き監査等委員である取締役候補者に決めました。</p>			

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	みず たに みどり 水 谷 翠 (1980年7月30日生) 社外取締役候補者	2004年7月 公認会計士・税理士菅井会計事務所入所 2012年8月 公認会計士登録 2013年6月 水谷翠会計事務所所長 2015年2月 スマート・プラス・コンサルティング株式会社 社代表取締役(現任) 2015年6月 当社監査役 2017年6月 当社取締役(監査等委員)(現任) 2019年6月 ゼネテック株式会社社外監査役 2019年7月 銀座スフィア税理士法人代表社員(現任) 2021年4月 株式会社コンフィデンス社外取締役(現任) 2021年6月 株式会社ゼネテック 社外取締役(監査等委員)(現任)	—
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 同氏は、公認会計士として豊富な経験と幅広い見識を有しており、これまで社外監査役・社外取締役として当社経営に対して有益なご意見や率直なご指摘をいただいております。かかる実績を踏まえ、引き続き当社の監査等委員である取締役として、同氏の経験等を経営の監督等に活用いただくことが期待できるものと考えております。なお、同氏は現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本定時株主総会終結の時をもって5年3ヶ月となります。 これらを考慮し、指名委員会の答申を踏まえて、取締役会が同氏を引き続き監査等委員である取締役候補者に決めました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3 【新任】	なつ かり はじめ 夏 莉 一 (1980年4月6日生) 社外取締役候補者	2008年12月 東京弁護士会登録 2008年12月 松田綜合法律事務所入所 2015年4月 首都大学東京法科大学院非常勤講師 2021年1月 松田綜合法律事務所パートナー(現任) 2022年1月 フィッシュ・アンド・プラネット株式会社取締役(現任)	—
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>同氏は、弁護士として豊富な経験と幅広い見識を有しており、これまで上場企業の顧問弁護士として内部統制、リスク管理、M&Aなど幅広い分野での助言・提言をされております。かかる実績を踏まえ、当社の監査等委員である取締役として、同氏の経験等を経営の監督等に活用いただくことが期待できるものと考えております。</p> <p>これらを考慮し、指名委員会の答申を踏まえて、取締役会が同氏を監査等委員である取締役候補者に定めました。</p>			

- (注) 1. 夏莉一氏が所属する松田綜合法律事務所と当社は、顧問契約を締結しております。その他、各候補者と当社間に特別な利害関係はありません。
2. 長江敏男氏、水谷翠氏及び夏莉一氏は社外取締役候補者であります。なお当社は、長江敏男氏、水谷翠氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。2氏及び夏莉一氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、2氏の再任と夏莉一氏の選任が承認された場合には、3氏を独立役員とする予定であります。
3. 当社は、長江敏男氏及び水谷翠氏と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。2氏の再任が承認された場合には、2氏との当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、社外取締役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。夏莉一氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、当社は同氏との間で、他の社外取締役と同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 上記監査等委員である取締役候補者の所有する当社の株式の数は、2022年6月30日現在のものです。
6. 当社は、社外取締役を被保険者として役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は全額当社が負担しております。被保険者がその職務の遂行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及を受けることによって生ずることのある損害を当該保険により補填することとしており、故意又は重過失に起因する損害賠償請求は、当該保険により補填されません。各候補者は、社外取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

(ご参考) 取締役のスキルマトリックス

【スキルマトリックスの項目選定理由】

項目	選定理由
企業経営	当社の企業価値向上のためには、不断のイノベーションによる持続的な成長が求められています。そのため企業価値向上に資する経営の専門的実務能力（ビジョン構築、戦略策定、人材マネジメント、変革マネジメント、コミュニケーション能力を含む）を有する取締役が必要となります。
バイオ・ヘルスケア	当社は、ヘルスケア・ソリューション・プロバイダーを目指す方向性としており、その達成のためには当社の戦略領域に関するバイオ業界、周辺業界、顧客ニーズ、先端技術、キープレイヤー、KSF、法規制・制約などを把握し、実効性の高い戦略構築ならびにその遂行能力を有する取締役が必要となります。
リスクマネジメント・法務	当社が持続的な成長のためのチャレンジを効率的に推進するためには、ガバナンスや内部統制、コンプライアンス、総合的リスクマネジメント等に関する専門的実務能力を有する取締役が必要となります。
財務会計	当社の持続的な成長のためには安定した財務基盤のみならず、M&Aなどによる成長投資の推進も欠かせません。その遂行のためには財務・会計、資金調達、M&Aなどに関する専門的実務能力を有する取締役が必要となります。

【選任後のスキルマトリックス】

地位	氏名	企業経営	バイオ・ヘルスケア	リスクマネジメント・法務	財務会計
代表取締役社長	橋爪 克仁	●	●		
取締役 (CFO)	大畑 恭宏	●		●	●
取締役 (監査等委員) ※	長江 敏男	●	●		
取締役 (監査等委員) ※	水谷 翠			●	●
取締役 (監査等委員) ※	夏苺 一			●	●

※：独立社外取締役

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

2020年9月26日開催の定時株主総会において補欠の監査等委員である取締役に選任されました鈴木布佐人氏の選任の効力は、本総会開始の時までとされておりますので、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
まつ だ じゅん いち 松 田 純 一 (1960年5月4日生) 社外取締役候補者	1993年4月 東京弁護士会登録 2002年8月 松田純一法律事務所(現 松田綜合法律事務所) 所長(現任) 2007年4月 ネクスト・キャピタル・パートナーズ株式会社監査役(現任) 2013年2月 Dua & Matsuda Advisory株式会社代表取締役(現任) 2014年4月 東京弁護士会副会長 2014年10月 大和ハウス不動産投資顧問株式会社監査役(現任) 2015年6月 当社監査役 2017年6月 当社取締役(監査等委員)(現任) 2019年6月 株式会社山形銀行社外取締役 2020年6月 株式会社山形銀行社外取締役(監査等委員)(現任)	—
<p>【補欠の社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 同氏は、弁護士として豊富な経験と幅広い見識を有しており、これまで社外監査役・社外取締役として当社経営に対して有益なご意見や率直なご指摘をいただいております。かかる実績を踏まえ、当社の補欠の監査等委員である取締役として、同氏の経験等を経営の監督等に活用いただくことが期待できるものと考えております。なお、同氏は現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本定時株主総会終結の時をもって5年3ヶ月であります。 これらを考慮し、指名委員会の答申を踏まえて、取締役会が同氏を補欠の監査等委員である取締役候補者に決めました。</p>		

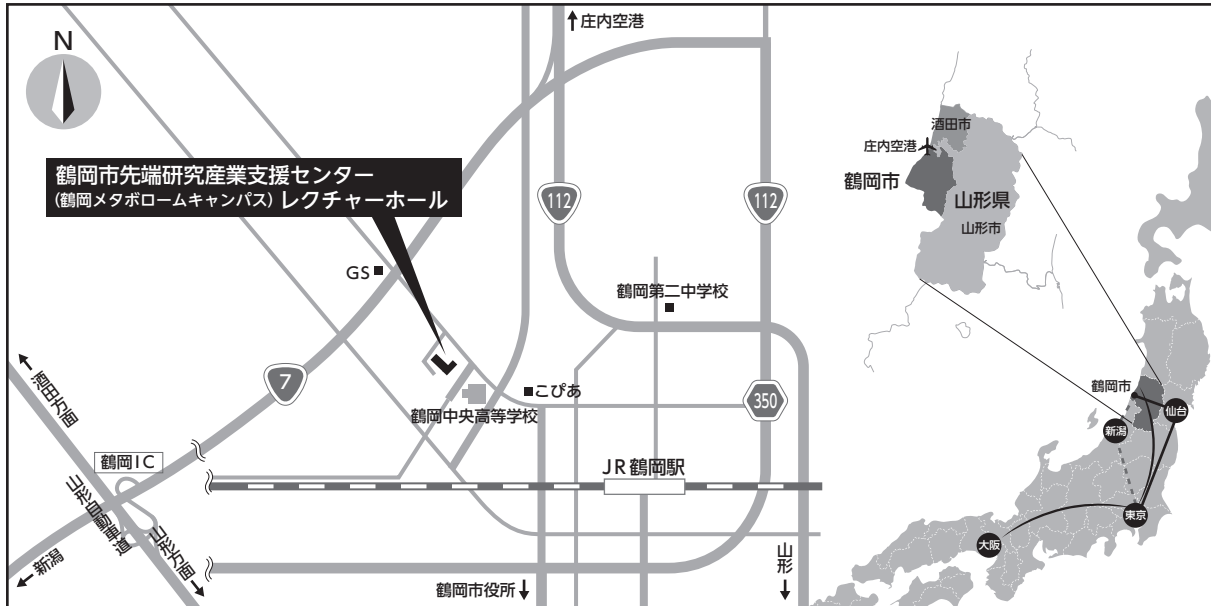
- (注) 1. 松田純一氏が所長を務める松田綜合法律事務所と当社は、顧問契約を締結しております。また、株式会社山形銀行は当社の大株主であり、同行との間に預金取引及び当座貸越契約があります。
2. 松田純一氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 当社は、社外取締役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。松田純一氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、当社は同氏との間で、他の社外取締役と同様の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 上記補欠の監査等委員である取締役候補者の所有する当社の株式の数は、2022年6月30日現在のものであります。

以上

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図



◆開催日時： 2022年9月22日（木曜日）午後1時30分

山形県鶴岡市覚岸寺字水上246番地2

◆会場： 鶴岡市先端研究産業支援センター（鶴岡メタボロームキャンパス）レクチャーホール
電話：0235-29-1620

空路

[定期便利用]

東京・羽田空港→（空路60分）→庄内空港→（車18分）→鶴岡メタボロームキャンパス

陸路

[鉄道利用]

◆アクセス： JR東京駅→（上越新幹線120分）→JR新潟駅→（羽越本線110分）→JR鶴岡駅→（車5分）→鶴岡メタボロームキャンパス

[高速道路利用]

東京→川口JCT→（東北自動車道）→村田JCT→（山形自動車道）→鶴岡IC→（車8分）→鶴岡メタボロームキャンパス

お問い合わせ先（平日午前9時～午後5時30分）

ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ株式会社

コーポレート統括本部 電話：03-3551-2180